

山梨県公報

第千三百十五号

平成十四年

八月二十二日

木曜日

目次

告示

結核予防法に基づく医療機関の指定…………… 四五二

公告

土地改良区役員の退任及び就任(二件)…………… 四五二

教育委員会

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則…………… 四五二

公安委員会

遊技機の型式の検定…………… 四五五

告示

山梨県告示第三百四十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十四年八月二十二日

山梨県知事 天野 建

名称	所在地
すみれ薬局小瀬店	甲府市小瀬町千四百四十二番地三

公告

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、塩川土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十四年八月二十二日

一 退任

山梨県知事 天野 建

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	五味 篤	韮崎市藤井町坂井七九九番地	平成十四年八月六日
同	岩村 榮一	藤井町駒井二二三〇番地	同
同	守屋 豊	穴山町三一九四番地	同
同	井上 重和	中田町中條八〇七番地	同
同	志村 良典	藤井町駒井二七九三番地	同
同	乙黒 久徳	藤井町駒井二七三四番地	同
同	上野 公	藤井町駒井一三三七番地一	同
同	新藤 格	中田町中條二五四番地	同
同	井上 弘	中田町中條一三四六番地	同
同	山本 建澄	中田町中條四一六五番地	同
同	内藤 孝一	中田町小田川一八番地	同
同	古屋 武一	中田町小田川六四八番地	同
同	伊藤 治男	穴山町四七二七番地	同
同	嶋津 尊人	穴山町五一二二番地	同
同	小泉 明義	穴山町六三三四番地	同
同	藤森 儀文	穴山町一七〇三番地	同
同	保阪 正昭	中田町中條四三三三番地	同
同	生山 駒雄	穴山町二七番地	同
同	齊藤 喜武	中田町小田川一一五八番地	同
同	長阪 信一	藤井町駒井八五八番地	同
同	広瀬 理紹	穂坂町三之蔵五二六九番地	同

身体に関する証明書

本籍地

氏名

年 月 日生

1. 身長	4. 視力 右 矯正 右 左 左
2. 胸囲	5. 聴力 右 左
3. 体重	
6. 疾病その他異常	
7. 栄養状態	

上記のとおり証明します。

年 月 日

住 所

病 院 名

医師氏名

印

第11号様式の2（第25条の2関係）

授 与 権 者 の 割 印	（教育職員）特別免許状				
	本籍地				
	氏 名				
	年 月 日生				
上の者に教育職員免許法第5条の定めるところにより下記の（教科又は事項）について（教育職員）特別免許状を授与する。 （記）					
	年 月 日				
	授与権者				
	番 号				
	授与条件				
根 拠 規 定					
出 身 学 校 又 は 教 育 機 関					
卒 業（修了）年 月 日					
在 職 年 数					
基礎となる免許状					
修 得 科 目 の 種 類	教科に関 する科目	教職に関 する科目	特殊教育 に関する 科 目	養護に関 する科目	教科又は 教職に関 する科目
及 び 単 位 数					
単 位 修 得 機 関					
主として単位を修得した 専門教育科目の分野					
教 員 資 格 認 定 試 験 実 施 機 関 合 格 証 書 番 号 合 格 年 月 日					
備 考					

記載注意

- 1 （教育職員）の箇所は、小学校教諭又は盲学校教諭のごとく記入するものとする。
- 2 その他については、免許法施行規則別記様式の規定を準用する。

第七号様式の二中「台職」を「台職密録」に改める。
第十一号様式の二を次のように改める。

第十八号様式中「台機」を「台機設備」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県教育職員免許に
関する規則(次項及び第三項において「新規則」という。)の規定は、平成十四年七
月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成十四年七月一日からこの規則の施行の日までの間に、この規則による改正前の
山梨県教育職員免許に関する規則(次項において「旧規則」という。)の規定により
提出され又は授与した書類は、新規則の規定により提出され又は授与した書類とみな
す。

3 平成十四年七月一日において、現に旧規則により特別免許状の授与を受けている者
の当該特別免許状の有効期間については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例
による。

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)
第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊
技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第
四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の
規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年八月二十一日までとする。
平成十四年八月二十一日

山梨県公安委員会
委員長 古 屋 忠 彦

申請者氏名又は名称及び住所	株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二
型式の概要	遊技機の種類及び区分 型式名 製造業者又は輸入者名 検定番号
機	ぱちんこ遊技機 規則第六条第
機	CR踊れ大酋長
機	株式会社ソフィア
機	二〇〇四五〇

〇一番地

高砂電器産業株式会社 代表取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第 二五)	ジャック ボール 会社	二四〇二八八
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	ぱちんこ遊技機 規則第六条第 一五)	株 式 会 社 ミ ズ ホ	二〇〇四二二
株式会社メーシー販売 代表取締役 別所直綱 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第 二五)	株 式 会 社 メ ー シ ー 販 売	一四〇六九五
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一三番一三三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六条第 二五)	株 式 会 社 ベル コ 株 式 会 社	二四〇三七二
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一三番一三三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六条第 二五)	株 式 会 社 ベル コ 株 式 会 社	二四〇三一九
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一三番一三三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六条第 二五)	株 式 会 社 ベル コ 株 式 会 社	二四〇三九九
株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一番七号	回胴式遊技機 規則第六条第 二五)	株 式 会 社 オ リ ン ピ ア	二四〇三八九
株式会社バルテック 代表取締役 中野純弘 大阪府大阪市北区本庄東一丁目一番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第 二五)	株 式 会 社 バル テ ク ク	二四〇三二五

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技 機則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物	C R F イ バ オ ー ン テ ド F X ツ	株式会社 三共	二〇〇四四九
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技 機則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物	C R F イ バ オ ー ン テ ド J X ツ	株式会 社 三共	二〇〇四五五
株式会社オイズミ 代表取 締役 大泉政治 神奈川県厚木市中町二丁目七 番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第 五) 動役物	グ イ ゲ ダ	株式会 社 オ イ ズ ミ	二四〇三二四
テクノコーシン株式会社 代 表取締役 河田節子 東京都台東区台東三丁目六番 一三三号	回胴式遊技機 規則第六条第 五) 動役物	ニ コ ー ド イ ン ゲ イ ド	テクノ コー シン 株 式 会 社	二四〇二二七
テクノコーシン株式会社 代 表取締役 河田節子 東京都台東区台東三丁目六番 一三三号	回胴式遊技機 規則第六条第 五) 動役物	エ ム エ ス ダ ム	テクノ コー シン 株 式 会 社	二四〇二九八
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一 番二五	ぱちんこ遊技 機則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物	C R ハ ン タ ー ン ス チ ャ ン	株式会 社 ミ ズ ホ	二〇〇四五六